技術者倫理の教材作成について

日本工営株式会社　正会員　佐々木寿朗（継続教育実施委員会　継続教育教材作成小委員会　委員長）

はじめに

CPD の促進に向け、継続教育教材作成小委員会では教材ごとに教材作成分科会を組織し教材作成に取り組んでいる。H15 年度には、テキスト「技術者倫理」（仮称）と「環境と土木」をテーマとした Web 教材の２つの分科会が活動している。ここでは、特に「技術者倫理」教材作成分科会の活動を取り上げ、編集方針として、①扱うべき基本事例と、②考え方と倫理判断を明示する重要性について述べる。

１．構成

この教材は、技術者倫理にかかわる事柄に対して、土木学会の「土木技術者の倫理規定」「土木学会定款」「仙台宣言」などを基に、土木技術者としての適切な行動を学習できることを目指している。基礎編と事例解説編で構成し、基礎編では、技術者倫理の必要性と結論を導き出す考え方を主に説明する。この基礎の上に事例解説編では、具体的な事例をあげ、考え方を適用し何が問題であり、何が適切な行動かを明確に示す。

基礎編の概略は以下のとおりとしている。

１．内外の背景
２．技術者倫理とは
　　倫理と法令,技術者倫理,企業倫理,環境倫理
３．種々の技術者の倫理規程
４．倫理問題を解く考え方
５．倫理の取り組み事例
　　行政,企業の例
６．土木学会の課題

事例解説編では、行政機関、建設会社、コンサルタント会社、大学、学会の倫理事例を取り上げる。

２．製作状況

基礎編の概略ができた後、分科会を H15 年 8 月に組織した。以後 H16 年 1 月まで 5 回開催している。メンバーの多くが Web 教材作成分科会と重なったため、その後、しばらく中断している。これまでのところ、分科会設置以前に作成した原稿の見直しをはじめ、事例解説編用に新たに持ち寄った事例の倫理判断などを議論している。行政機関、建設会社、コンサルタント会社、および大学の事例がそれぞれ数件集まっている。

倫理問題の考え方では、種々な方法を確認した。その過程で、新たな考え方（片山委員）の提案もあり、アイディアとして紹介することとしている。すでに継続教育の講習会ではこの方法を解説している。詳細については、今回別途講演がある。

３．編集方針

鳥インフルエンザによる鶏の大量死を速やかに通報しなかった事例や、食肉偽装を通報した事業者が善意に支えられ再建できた事例など、建設関係以外で発生した事例からも、技術者倫理の重要性を知る機会は多い。しかし、身近なところでは何が倫理上の問題となるか、そして、どのように対処すべきかを具体的に考えると判断には違いが出てくる。事例解説編で示す事例の倫理判断をまとめる過程でこの問題が浮き彫りとなった。

そこで、編集方針として、以下の補足が不可欠と判断している。

３．１　扱うべき基本事例

今回の限られた取組みでは豊富な事例解説は無理なため、扱うべき基本事例として以下を組み込む。

①　土木分野の特質に根ざす基本的な事例
②　判断の難易度の低い事例（倫理規定のうちの１つの条文のみから判断できる）事例

土木学会は、土木学会定款の第４条でその目的を以下のように定めている。

第４条　　この学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。

前段の「土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り」は、手段・方法で

あって、目的は後段の「もって学術文化の進展と社会の発展に寄与すること」にある。土木事業のほとんどが公共事業であり、公共事業の受益者は公衆であることを踏まえれば、会員は、会費を納めたうえで、研究成果の発表、行事参加、学会刊行図書の優先入手などの特典を活かし、社会基盤の整備を通じて、現在および将来の公衆に対する寄与が学会の目的であることを改めて確認する必要がある。社会基盤の整備は一段落したと見る世論からは、土木学会は公共事業に絡む提供側の論理が支配する利益団体とも映りかねないからである。仙台宣言は、社会からのそのような指摘を甘受したものである。土木技術者が技術者倫理を考える上には、まずこの大前提を確認する必要があり、①ではこの認識を示す事例を取り上げる。

②では法令順守の典型として談合問題が不可欠と考える。いわゆる官製談合防止法も施行された現在、談合問題に対する解説が後手に回ることは、無為による談合の肯定と受けとられかねない。事例をあげて解説することで防止に向け学会の姿勢を表明する必要がある。

３．２　考え方と倫理判断の明示

土木学会は、「土木技術者の倫理規定」を示している。その最後の第 15 条では、「・・・・特に土木学会会員は率先してこの規定を遵守する。」と記している。刑法から１つ例にあげれば、第二百四条「人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。」とある。傷つけてはいけないことの重要性は刑罰の重さで示している。結果として刑罰を知らない幼子であっても傷つけてはいけないことは家庭などで教え伝えられる。土木学会が土木技術者に倫理規定の遵守を求めているからには、どのような行動が倫理的であるか土木技術者が個々に判断できると見ているわけであるが、「土木技術者の倫理規定」は刑法ほどには自明ではない。

すなわち、

① 求めている事柄が「人を傷つけない」ほどには明確ではない、

② そして、罪の重大さは刑罰の程度で判るが、倫理規定では、上位のものほど重要と考えられているものの、それぞれの条項の重要度が明確ではない。

刑法の運用およびその適否について裁判所が判断を出している。裁判所の判例とまでは言わないまでも、倫理規定の遵守にあたって個々の土木技術者の判断が極端に違わないことが期待されている筈である。そこで、個々の事例について、その事例の場合はどのような考え方で最終判断に至るのか、そのプロセスも判断結果と共に明確に示し、妥当性が検証できるようにする必要がある。

この事例解説の検討過程でどうしても判断結果が極端に異なる場合は、倫理規定など別の要因の検討も必要となるため、考え方と倫理判断を具体的に示すことは極めて重要である。

４．今後の課題

このように検証可能な形で倫理判断を示して始めて土木学会が求めている土木技術者の倫理を規定したと言えるのではないだろうか。このような事例解説を豊富にそろえることは、「土木技術者の倫理規定」を定めた土木学会の、いわば、責務であろう。

ここに示した編集方針を基に、基本事例の作成などに向け検討を再開することが急がれる。

参考文献

１）平成 15 年度全国大会第 58 回年次学術講演概要集　pp503-504

キーワード　継続教育、CPD、教材、技術者倫理、土木技術者の倫理規定、仙台宣言

連絡先　〒300-1259　茨城県つくば市稲荷原 2304 日本工営（株）中央研究所　技術情報・人材開発センター　ＴＥＬ 029-871-2142